

発委第1号

長与町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成28年3月7日

提出者 議会運営委員会

委員長 饗庭敦子

提案理由

長与町部設置条例等の一部を改正する条例が平成28年4月1日に施行されることに伴い、条例改正の必要が生じたため、所要の改正を行うもの。

長与町議会委員会条例の一部を改正する条例

長与町議会委員会条例（昭和35年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イを次のように改める。

イ 企画財政部の所管に関する事項

第2条第2号アを次のように改める。

ア 建設産業部の所管に関する事項

第2条第2号エ及びオを次のように改める。

エ 住民福祉部の所管に関する事項

オ 健康保険部の所管に関する事項

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。